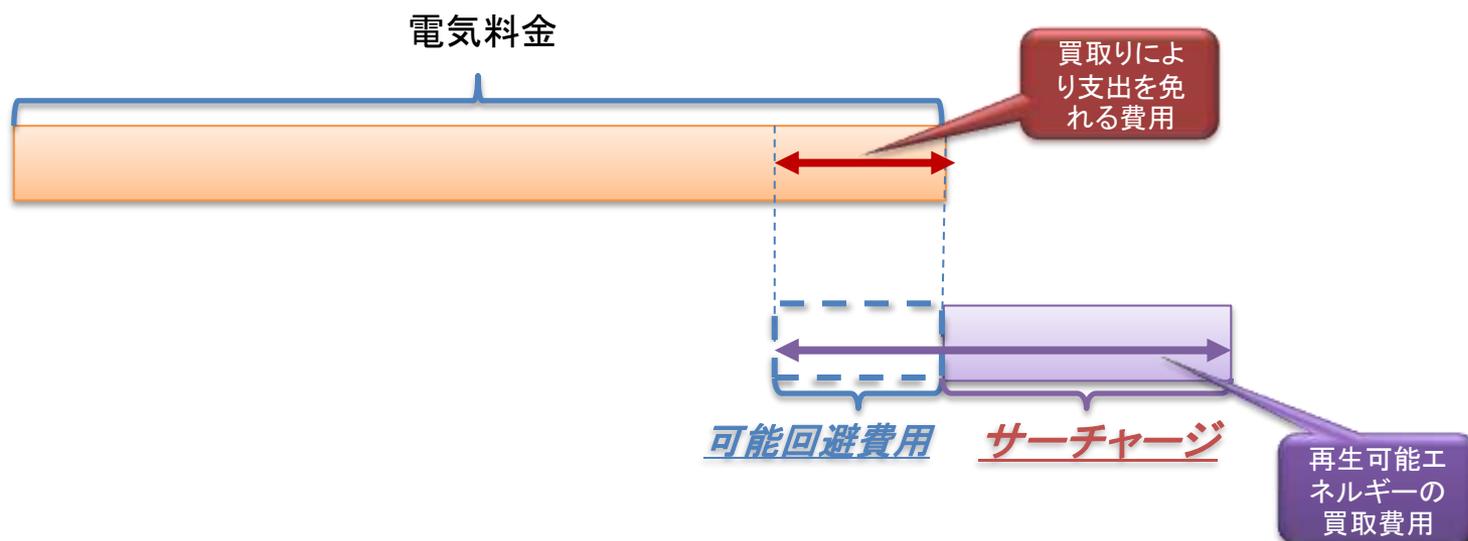


資料4. 回避可能費用について



- 回避可能費用とは、電力会社が再生可能エネルギーを買い取ることにより、本来予定していた発電を取りやめ、支出を免れることが出来た費用をいう。
- 電力会社は再生可能エネルギーの買取りにより上記費用の支出を免れるが、電気料金の原価にはその分の費用が含まれていることから、サーチャージは、これを買取費用から控除し、算出される。
- 回避可能費用の増減要因には、燃料価格の変動、電源構成の変化に加え、将来的には再生可能エネルギーが電力会社の設備を一部代替した場合の固定費の削減が想定される。
- ただし、現時点では、太陽光や風力による発電は天候に左右されるなど不安定であり、電力会社の発電設備を代替するに至っていないことから、短期的には、燃料価格の変動や電源構成の変化を踏まえた変動費が回避可能費用の対象となる。

<回避可能費用とサーチャージの概念図>



- 回避可能費用は、燃料価格の変動や、電源構成の変化に伴う電気事業の原価の見直しが行なわれれば、それを反映した変更を行う。
- 燃料価格の変動については、「燃料費調整制度」に基づき毎月見直しが行われている。毎年度のサーチャージの算定に当たっては、その時点で直近の燃料価格の動向を反映した回避可能費用を用いることとする。
- 電気事業の原価については、電気料金改定の際に見直しが行われる。その後、最長でも3年を目途に行政が電気料金について事後評価を実施することになっており、事後評価の結果、必要があれば、経済産業大臣が料金の変更認可申請を命じ（電気事業法第23条）、原価の妥当性を確保することとしている。
- なお、前回の電気料金改定時に想定していた原価が、電源構成の変化等により実際の費用と乖離しているのではないかと指摘があるが、本年夏以降、年末までの間に上記の事後評価を実施する予定。来年度の賦課金算定には、事後評価結果を踏まえた回避可能費用を用いることとする。

- 再生可能エネルギーの買取が進めば、電力会社はCO2クレジットの購入などのCO2対策費用を減少させることができる。
- 確かに、再生可能エネルギーの買取量に比例する形で各電力会社のクレジット購入費用を減らせることとすれば、同費用を回避可能費用に含めることが可能となる。
- しかし、再生可能エネルギー特措法では、再生可能エネルギーの買取りに要したコストを全国で均等に負担することとしているため、クレジット購入費用の減少メリットも、本来、特定の電力会社ではなく、実際にコストを負担した全国の電気の利用者に均等に還元されるべきものである。
- このため、クレジット購入費用の減少については、実際に再生可能エネルギーを買い取った電力会社に帰属させるのではなく、サーチャージ負担の規模に応じて各電力会社に分配し、最終的に各電力会社はその電気料金を引き下げることによって、利用者にメリットを還元することとしている。
- 以上のような背景から、CO2対策費用は、回避可能費用ではなく、電力料金の軽減に反映されることとなっている。